

みやき町監査委員告示第2号

令和6年1月24日付けで受け付けたみやき町職員措置請求について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第242条第5項の規定に基づき、次のとおり公表する。

令和6年 3月21日

みやき町監査委員 最 所 一 志



みやき町監査委員 武 田 光 邦



決定書（別添）

決 定 書

第1 請求人

- 1 住 所 (略)
- 2 氏 名 (略)

第2 措置請求原文

1 請求の要旨

みやき町長岡毅は、令和4年度において、A社とみやき町地域活性化起業人事業（以下、「本件事業」という。）に関する協定書を締結し、企業人材派遣制度負担金として、A社へ3,000万円を支払った。

しかし、本件事業は、次の理由により違法又は不当であるから本件について監査の上、本件事業の公金支出によってみやき町の被った損害3,000万円を補填するために、みやき町長岡毅への損害賠償請求を行うよう求める。

2 請求の理由

(1) 刑法第96条の6第1項の公契約関係競売等妨害について

みやき町長岡毅は、令和4年3月24日から同年4月15日まで、本件事業に係る一般公募を行っているようであるが（別添1参照）、私が令和4年第1回定例会（みやき町議会）の予算審議（令和4年3月9日）において、本件事業の派遣元の企業名について、町長に質問したところ、町長は「A社との協議が整いつつある」と明確に企業名を答弁している（別添2参照）。この発言は、予算が成立する前であり、また、当然一般公募を行う前であり、情報を漏えいしていたことになる。よって、このことについては、公の入札で契約を締結するためのものの公正を害すべき行為であり、刑法96条の6第1項の公契約関係競売等妨害罪の疑いがある。

(2) 服務の規定違反について

みやき町長岡毅は、前述したように令和4年3月24日から同年4月15日まで、本件事業に係る一般公募を行っているようであるが、募集締め切り期間の僅か3日前の4月12日に、募集要領の「3 募集要件」を修正し、要件を緩和してい

る（別添 3 参照）。仮に要件を緩和するにしても 1 回目の募集期間に応募がない場合で、その後には要件緩和した募集要領にて、再度 1 回目と同様の募集期間を設けて公募すべきである。しかし、募集締め切り期間の残り僅か 3 日前に要件緩和し、公募したことについては、上記 (1) に記載したとおり岡毅町長の答弁からも A 社と事前に協議を行った上で、要件を緩和したことは明白であり、公正・公平性を欠いている。公務員は、日本国憲法第 15 条に定められた全体の奉仕者として、公平・公正な行政を遂行する職務を担っており、また、みやき町職員服務規程第 2 条（服務の原則）により、誠実公正に職務を遂行しなければならない。よって募集締め切り期間の残り僅か 3 日前に要件緩和し、公募したことについては、特定の者に不当に便宜を図るためのものであり、公正・公平性を欠くものであることから、前述した服務の規定に違反する。

(3) 地域活性化起業人募集要領違反について

令和 4 年度の本件事業に関する協定書は、年度途中の令和 4 年 9 月 1 日に締結されている（別添 4 参照）。年度途中の費用負担については、「月割りにより計算することとします。」と募集要領の第 10 号に明示している（別添 1 参照）にもかかわらず、実際には月割りを行わず、1 年分の予算の 3,000 万円を支出している（別添 5 参照）。このことについては、募集要領に違反している。

(4) 地方自治法第 2 条第 14 号及び地方財政法第 4 条違反について

① 上記 (3) に記載したとおり、費用負担については、月割りを行わず、1 年分の予算の 3,000 万円を支出している（別添 5 参照）。このことについては、地方自治法第 2 条第 14 号（最小の経費で最大の効果を上げるようにしなければならない）及び地方財政法第 4 条（目的を達成するための必要且つ最小の限度をこえて、これを支出してはならない。）の規定に違反している。

② 私は、令和 5 年 11 月 24 日付で本件事業に関する情報公開請求を行った。その中で、「令和 4・5 年度分の予算作成資料一式（積算根拠が分かる資料）」を請求したが、公開されたのは、別添 6 のみであり、積算根拠は不明瞭である。また、3 名も派遣する必要性及び根拠もない。よって、不適正な事業計画の本件事業に対し、公金を支出することについては、地方自治法第 2 条第 14 号及び地方財政法第 4 条の規定に違反する。

③ 本件事業は、令和 4 年 9 月から令和 5 年 3 月までの 7 か月間で、3 名分として 3,000 万円を支出している。しかし、総務省が定める「地域活性化起業人制度（企業人材派遣制度）の推進に向けた財政措置について」（別添 7 参照）によると、財政支援の「1 算定対象」については、「同一派遣元企業から複数名派遣されている場合、受入自治体 1 団体あたり 2 名までを算定対象とする」とされている。また、「3 措置額」については、「受入自治体が支出した対象経費のうち一般財源の合計額とする。ただし、地域活性化起業人 1 名につき、その合

計額が5,600千円を超えるときは、5,600千円を上限とする」とされている。財政支援の算定対象（2名）及び措置額の上限（5,600千円×2名=11,200千円）に対し、本件事業は3名で3,000万円を支出しており、総務省の基準を大きく超過しているが、それに対する明確な根拠及び必要性はない。よって本件事業に対し、公金を支出することについては、地方自治法第2条第14号及び地方財政法第4条の規定に違反する。

④ 令和4年度分の実績報告書（別添8参照）をみて、3,000万円を支出する必要性及び有効性並びに業務量は全く感じられない。また、前述した情報公開において、「令和4年度分の事業成果及び検証結果の資料一式」を請求したが該当文書はないとのことである（別添9参照）。さらに、私が令和5年第4回定例会において、本件事業の費用対効果等について一般質問したところ、町執行部は、「ここ1・2年で出るものではない。10年ぐらいの長期間のスパンでみていきたい」との答弁であった（別添10参照）。以上のように事業の成果もない、また、検証も行っていない不適正な本件事業に対し、公金を支出することについては、地方自治法第2条第14号及び地方財政法第4条の規定に違反する。

(5) 地方自治法第2条第16号及び第17号について

本件事業については、前述したように各法令に違反してその事務を処理していることから、地方自治法第2条第16号の規定に違反する。よって、同条第17号の規定により、本件事業に関し法令に違反して行った行為は、無効である。

* 証拠書類の別添1～10は割愛する。

第3 請求の受理

本件監査請求は、令和6年1月24日に提出され、地方自治法（以下、「法」という。）第242条に定める要件を具備していると判断し、令和6年1月25日付けで受理した。

第4 監査の実施

1 監査対象事項

本件監査請求書及びこれに添付された事実を証明する書面並びに陳述の内容から、令和4年度にみやき町が支出した本件事業に関するA社への企業人材派遣制度負担金（以下、「負担金」という。）3,000万円が、違法若しくは不当な支出に該

当するかどうかを監査対象とした。

なお、請求 (1) 及び (2) については、当該行為のあった日から 1 年を経過しているので、法 242 条第 2 項の規定により却下する。

2 監査対象部局

民生部 メディカルコミュニティ推進課

3 請求人の陳述及び証拠の提出

法第 242 条第 7 項の規定に基づき、請求人に対し、令和 6 年 2 月 2 日に証拠の提出及び陳述の機会を設けた。陳述の際、請求人に新たな陳述及び証拠の提出を尋ねたところ、今以上の陳述及び提出する資料等はないとの回答であった。

4 関係人の陳述及び証拠書類等の提出

法第 242 条第 8 項の規定に基づき、令和 6 年 2 月 6 日に監査対象部局から証拠書類及び関係帳簿が提出され、同年 2 月 15 日に当時の民生部長、現民生部長、メディカルコミュニティ推進課長及び同課長補佐から陳述の聴取を行い、関連文書を受理した。

また、同法同条同項の規定に基づき、令和 6 年 2 月 20 日にみやき町長から陳述の聴取を行った。

第 5 監査の結果

1 主文

本件監査請求については、監査委員の合議により、棄却する。

2 理由

(1) 関係法令等

本件事業の主な根拠法令等は、次のとおりである。

ア 地方自治法

第 2 条

第 14 項 地方公共団体は、その事務を処理するに当つては、住民の福祉の増進に努めるとともに、最少の経費で最大の効果を挙げるようにしなければならない。

イ 地方財政法

第4条 第1項 地方公共団体の経費は、その目的を達成するための必要且つ最少の限度をこえて、これを支出してはならない。

ウ みやき町地域活性化起業人（企業人材派遣制度）推進要綱

第4条 町長は、派遣元企業と協議し、地域活性化起業人受入条件及びこれに係る費用負担その他について合意した事項の協定書を作成するものとする。

第5条 地域活性化起業人の派遣、従事等に要する費用は、町が派遣元企業に、前条の協定書に基づく額を限度として負担する。

エ みやき町地域活性化起業人募集要領

項目10 社員の派遣、従事等に要する費用について、企業に対して町が負担します。負担金額については、選定された企業との協議により決定します。年度途中の場合は、当該年度のみ月割りにより計算することとします。

項目14 地域活性化起業人の要件等の詳細は、地域活性化起業人制度（人材派遣制度）推進要綱の定めるところとします。社員の派遣、従事等に要する費用については、町単独による上乗せ措置を予算の範囲内で行います。詳細は、選定された企業との協議によります。

(2) 事実の確認

監査対象事項に関する書類等の監査の結果、監査委員が認定した事実は、次のとおりである。

- ・ 令和4年3月23日、本件事業に関する予算を含む令和4年度予算案に関し審議の上、町議会の議決を受けた。
- ・ 令和4年3月24日、みやき町において、本件事業の推進要綱を制定した。
- ・ 同日から令和4年4月15日まで、本件事業の募集要領に基づき、プロポーザル方式による一般公募募集を行った。
- ・ 令和4年4月15日、A社1者からのみ応募があった。
- ・ 同日、本件事業の選考基準を制定した。
- ・ 令和4年5月11日、本件事業の書類選考及び面談選考会を実施した。
- ・ 同日、本件事業の書類選考及び面談選考会の結果、A社を優先交渉権者として町長へ報告を行った。
- ・ 令和4年9月1日、本件事業に関する協定書をA社と締結した。
- ・ 同日、本件事業派遣に関する協定に係る覚書をA社と締結し、支出負担行

為伺を起票した。

- ・ 令和 5 年 5 月 2 日、本件事業の負担金である A 社からの請求書を受理し、支出命令書を起票した。
- ・ 令和 5 年 5 月 25 日、本件事業に係る負担金を A 社へ支払った。

3 監査の結果

(1) 地域活性化起業人制度（企業人材派遣制度）について

本件事業の礎である国の本制度は、「大都市圏にある民間企業が地方自治体の要望に応じて、社員を一定期間派遣し、そのノウハウや知見を活かして、派遣された地方自治体で、その地域独自の魅力や価値の向上、地域経済の活性化、安全・安心につながる業務に従事するもので、地方自治体と企業が協力して、地方圏へのひとの流れを創出できるようにするもの」となっている。

また、本制度は、法第 245 条の 4 第 1 項による技術的な助言であるため、地方自治体においては、独自に本制度の推進要綱等を定めなければならないこととなる。

みやき町においては、佐賀県でも町民 1 人当たりの医療費が多年にわたりトップレベルであり、この課題を更に放置すれば、今後町財政に深刻な影響を与える可能性もある。また、今まで健康・医療のデータの適切な分析を行うことができなかったため、その対策の一環として、民間の知識技法等を活用することで、細かい分野までの実態を洗い出し、浮かび上がった実態を基に提案を求め、町独自の健康福祉対策を展開しようとしたものである。

また、A 社は、製剤開発やヘルスケアサービスなど、幅広い健康増進領域の支援事業を取り扱っている企業であり、令和 4 年 6 月に開館した、みやき町メディカルコミュニティセンターに A 社の子会社がテナントで入居していた縁で、本件事業に関わることとなったものである。

(2) 本件事業の募集要領中の月割りによる計算の支払いについて

一般に、法第 242 条第 1 項の規定する財務会計の行為のうち裁量的行為について、それが違法となるのは、裁量権の逸脱又は濫用があった場合であり（最高裁平成 25 年 3 月 28 日判決参照）、それが不当となるのは、裁量権の逸脱又は濫用に至らない程度の不合理な行使があった場合と解するのが相当である。

請求 (3) では、本件事業の募集要領の項目 10 に「年度途中の場合は、当該年度のみ月割りにより計算することとします。」と記載しており、本件事業が令和 4 年 9 月 1 日からの協定書であり、令和 4 年度中の期間が 7 か月間であるならば、覚書にて「年額 3,000 万円を上限とする。」の 12 分の 7 の月額で計算されるべき

で、協定書前の令和4年4月から同年8月までの5か月間の支払いはなされるべきではないとしている。

しかしながら、本件事業の募集要領の項目14において、「社員の派遣、従事等に要する費用は、町単独による上乘せ措置を予算範囲内で行います。」としている。令和4年度中の7か月間において、A社側は派遣人件費のほか、調査検討のための関連費用を含め、3,000万円以上を要したとのことなので、協定と同時に締結した覚書に定める上限の3,000万円を支払ったものである。請求内訳等書類を確認したため、本件事業の財務会計上の行為は、協定書及び覚書等により、法、みやき町財務規則及びみやき町会計事務ハンドブック等に則り、通常の事務処理がなされて、公金の支出が行われたものである。

(3) 本制度に係る財政措置について

請求(4)では総務省から「受入自治体1団体あたり2名まで、本件事業1名につき、560万円を上限」の財政措置が講じられることの基準となっているのに対し、みやき町は3名を受け入れ、覚書により3,000万円と大きく超過しており、法第2条第14号及び地方財政法第4条に違反するとしている。

しかしながら、総務省の本制度は自治体の振興発展のための推奨要綱であり、法第245条の2(関与の法定主義)により自治体が拘束されるものではない。町としては、本件中枢の調査分析案件の内容が高い専門性及び広範かつ膨大な情報処理能力を求められることから、総合勘案して募集定員3名としたものである。本件事業の負担金が著しく高額である場合は、町財政の適正確保の見地から看過することができないとしても、直ちに、法第2条第14項や地方財政法第4条第1項に抵触するものではなく、その抵触の有無は、本制度が国の技術的な助言であることから、本件事業が国の財政措置の基準を超えて経費を支出することを禁じるものではないことや本件事業の業務の分野、内容等を考慮したうえで判断しなければならないことから、前述のとおり、裁量権の違法や不当であるとはいえない。

(4) 本件事業に係る実績報告書及び検証等について

請求(4)については、本件事業の令和4年度の実績報告書では、3,000万円を支出する必要性及び有効性並びに業務量は全く感じられず、費用対効果等からも事業成果もなく、また、検証を行っていないことは不適正だとしている。

しかしながら、協定書において、2年を上限として期間を延長することができる旨の文言があり、令和5年度においても、一般会計当初予算に本件事業の負担金が予算計上され、議会の議決を経て、継続的に実施されていることから、直ちに、法第2条第14項や地方財政法第4条第1項に抵触するものではなく、その抵触の

有無は、本件事業の費用対効果からの事業成果等が即時性を期待し得るものではなく、単年度の実績報告だけではその検証等も行うことが困難であることを考慮したうえで判断しなければならないことから、前述したとおり、裁量権の違法や不当であるとはいえない。

(5) 結論

したがって、本件事業の負担金が違法又は不当であるとはいえない。

よって、本件監査請求には理由がないと認められるので、法第 242 条第 5 項の規定により、主文のとおり決定する。

第 6 監査委員の意見

本件事業に関しては、令和 4 年度において、年度途中の令和 4 年 9 月 1 日に協定書が締結されており、令和 5 年 3 月末までの 7 か月間である。本件事業の募集要領中には「年度途中の場合は、当該年度のみ月割りにより計算することとします。」と記載しているにもかかわらず、令和 4 年度の覚書には、「年額 3,000 万円を上限とする。」と謳っているだけで、読み手に理解しづらい文言となっており、また、月割りについて、一切触れていないことは、疑義を感じざるを得ない記載であることは確かである。

また、相手方からの実績報告書の提出に基づき、支払いを行うこととなるが、町において、事業計画及びその内容等に沿った実績事項が報告・確認されなければならないことは言うまでもない。

特に、監査を進めていく中でも、相手方との相談記録や交渉経緯、また、町としての意思決定過程の協議記録や財務会計上の処理過程等が適切に残されているとはいえない点が見られた。

今後、町が抱える特例的事例については、町の対応の優先度や意思決定過程などを明確にするためにも、協議記録等の作成を行うとともに、行政及び財務の文書処理事務等を再度確認し、町民に対して、より丁寧に説明ができるような事務執行に努めていくことを要望するものである。